

印西市変動型最低制限価格制度試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が制限付き一般競争入札により契約を締結する場合において、過度な低入札価格による品質の低下を防止し、市場における適正な価格を反映するため、印西市契約事務規則第46条及び印西市建設工事等契約事務取扱要領第11条第2項の規定に基づき、変動型最低制限価格を算定することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 変動型最低制限価格の対象となる契約は、制限付き一般競争入札により実施する入札において、印西市入札等審査会に諮ったうえで、変動型最低制限価格制度を適用する対象事業とすることができる。

(算定方法等)

第3条 変動型最低制限価格は、当該入札ごとに、次の手順に従って算定した価格を最低制限価格とする。

- (1) 当該入札における予定価格以下の有効な入札の参加者（以下「有効参加者」という。）が3者以上のときは、当該入札におけるすべての有効な入札価格を平均した価格（その額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた額）に100分の90を乗じて得た額とする。
- (2) 有効参加者が2者以下のときは、最低制限価格を設けない。

(適用方法)

第4条 変動型最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格にて入札した者を落札候補者とする。

(再計算)

第5条 前条に規定する落札候補者が、印西市制限付き一般競争入札実施要領に規定する入札参加資格の確認により、資格がないと認められた場合は、当該落札候補者の入札金額を除き、改めて第3条の規定により最低制限価格を算定するものとする。

(公表)

第6条 変動型最低制限価格を適用する場合は、当該入札の公告においてその旨を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、施行日以後に公告する事業から適用する。